

環境の保全と創造に関する条例

平成 7 年 7 月 18 日条例第 28 号

最終改正 平成 18 年 3 月 24 日条例第 28 号

第 3 章 公害の防止等

第 5 節 資源の循環的な利用の促進

(再生資源利用促進基準の設定)

第 75 条 知事は、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は建設工事で規則で定めるもの（次条及び第 77 条において「特定事業」という。）における再生資源の利用を促進するため、原材料のうち再生資源を利用していないもの及び副産物のうち再生資源として利用しないものの総量の削減に関する基準（以下「再生資源利用促進基準」という。）を定めるものとする。

2 第 33 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の規定による再生資源利用促進基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(再生資源利用促進基準の遵守)

第 76 条 特定事業を行う事業者で規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、再生資源利用促進基準を遵守しなければならない。

(調査、予測等)

第 77 条 特定事業者は、特定事業に使用する原材料の量及び特定事業に伴い得られる副産物の量その他規則で定める事項について、規則で定めるところにより、調査し、又は予測し、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告の内容が再生資源利用促進基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

全文は兵庫県法規データベース

<http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/hyogo-ken/d1w_login.exe>で御覧いただけます。

環境の保全と創造に関する条例施行規則

平成 8 年 1 月 8 日規則第 1 号

最終改正 平成 20 年 8 月 22 日規則第 58 号

第 2 章 公害の防止等

(特定事業)

第 20 条 条例第 75 条第 1 項に規定する規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業
- (2) 電気業に属する事業
- (3) ガス業に属する事業
- (4) 熱供給業に属する事業

追加〔平成 8 年規則 58 号〕

(特定事業者)

第 21 条 条例第 76 条に規定する規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業を行う者であって、当該事業によって発生する産業廃棄物の量が年間 **10,000** トン以上の工場等を設置するもの
- (2) 電気業に属する事業を行う者であって、発電所を設置するもの
- (3) ガス業に属する事業を行う者であって、ガス製造工場を設置するもの
- (4) 熱供給業に属する事業を行う者であって、当該事業に係る工場等を設置するもの

追加〔平成 8 年規則 58 号〕

(調査、予測事項等)

第 22 条 条例第 77 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業に使用する原材料であって、再生資源を利用したものの量
- (2) 特定事業に伴い得られる副産物であって、再生資源として利用したものの量及び利用の方法
- (3) 特定事業に伴い得られる副産物であって、埋立処分又は海洋投入処分したものの量

2 条例第 77 条第 1 項の規定による報告は、毎年 6 月 **30** 日までに、その年の 3 月 **31** 日以前の 1 年間の結果について、再生資源利用促進調査・予測結果報告書（様式第 **16** 号）によってしなければならない。

追加〔平成 8 年規則 58 号〕

全文は兵庫県法規データベース

<http://www5.e-reikin.net/cgi-bin/hyogo-ken/d1w_login.exe>で御覧いただけます。

環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく再生資源利用促進基準

平成8年6月12日兵庫県告示第907号の2

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第75条第1項の規定による再生資源利用促進基準を次のとおり定め、平成8年7月1日から施行する。
再生資源利用促進基準は、次式に掲げるとおりとする。

$$L = G (1 - x/100) + H (1 - r/100 - y/100)$$

備考 この式において、L、G、x、H、r、yは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 再生資源利用促進基準（単位 1年につきトン）

G 原材料使用量（単位 1年につきトン）（1年あたりの使用量が、1,000トン未満のものを除く。）

x 別表第1に掲げる業種及び原材料の種類ごとの再生資源原材料利用基準率（単位 %）

H 副産物発生量（単位 1年につきトン）

r 別表第2に掲げる業種及び副産物の種類ごとの副産物再生資源利用基準率（単位 %）

y 別表第2に掲げる業種及び副産物の種類ごとの副産物中間処理減量化基準率（単位 %）

別表第1 業種・原材料別再生資源原材料利用基準率（x）

単位：%

業種・規模等		原材料	油類	非動植物系液体原材料	鉄材	非鉄金属材	プラスチック類	紙パルプ材
製造業	食料品製造業		0	0	0	0	0	0
	飲料・たばこ・飼料製造業		0	0	0	0	0	70
	繊維工業		0	0	0	0	0	0
	衣服・その他の繊維製品製造業		0	0	0	0	0	0
	木材・木製品製造業		0	0	0	0	0	0
	家具・装備品製造業		0	0	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙製造業	0	0	0	0	0	55
		その他	0	0	0	0	0	55
	出版・印刷・同関連産業		0	0	0	0	0	0
	化学工業		0	0	95	0	0	0
	石油製品・石炭製品製造業		0	0	0	0	0	0
	プラスチック製品製造業		0	0	0	0	0	0
	ゴム製品製造業		0	0	0	0	0	0
	なめし革・同製品・毛皮製造業		0	0	0	0	0	0
窯業・土石製品製造業	ガラス容器製造業		0	0	0	0	0	95
	ガラス容器製造業以外のガラス・同製品製造業		0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0
	鉄鋼業		0	0	0	0	0	0
	非鉄金属製造業		0	0	95	30	95	0
	金属製品製造業		0	0	0	0	0	0
	一般機械器具製造業		0	0	10	0	0	0
	電気機械器具製造業		0	0	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業		0	0	0	0	0	0
	精密機械器具製造業		0	0	0	0	0	0
	武器製造業を除くその他の製造業		0	0	0	0	0	0

業種・規模等		原材料	油類	非動植物系液体原材料	鉄材	非鉄金属材	プラスチック類	紙パルプ材
電気・ガス・熱供給業	電気業のうち発電所に係るもの		0	0	0	0	0	0
	ガス業のうちガス製造工場に係るもの		0	0	0	0	0	0
	熱供給業		0	0	0	0	0	0

業種・規模等		原材料	木材	ガラス材	建設資材	無機系原材料	動植物系原材料
製造業	食料品製造業		0	30	0	0	0
	飲料・たばこ・飼料製造業		0	50	0	0	0
	繊維工業		0	0	0	0	0
	衣服・その他の繊維製品製造業		0	0	0	0	0
	木材・木製品製造業		0	0	0	0	0
	家具・装備品製造業		0	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙製造業	0	0	0	0	0
		その他	55	0	0	0	0
	出版・印刷・同関連産業		0	0	0	0	0
	化学工業		0	0	0	0	95
	石油製品・石炭製品製造業		0	0	0	0	0
	プラスチック製品製造業		0	0	0	0	0
	ゴム製品製造業		0	0	0	0	0
	なめし革・同製品・毛皮製造業		0	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	ガラス容器製造業	0	55	0	0	0
		ガラス容器製造業以外のガラス・同製品製造業	0	45	0	5	0
		その他	95	0	0	5	0
	鉄鋼業		0	0	0	0	0
	非鉄金属製造業		0	0	0	0	0
	金属製品製造業		0	0	0	0	0
	一般機械器具製造業		0	0	0	0	0
電気機械器具製造業		0	0	0	0	0	
輸送用機械器具製造業		0	15	0	0	0	
精密機械器具製造業		0	0	0	0	0	
武器製造業を除くその他の製造業		0	0	0	0	0	
電気・ガス・熱供給業	電気業のうち発電所に係るもの		0	0	0	0	0
	ガス業のうちガス製造工場に係るもの		0	0	0	0	0
	熱供給業		0	0	0	0	0

- 備考1 この表に掲げる再生資源原材料利用基準率については、使用原材料の種類ごとに年間の使用量が1,000トン以上の原材料について適用する。
- 2 この表に掲げる再生資源原材料利用基準率の値（0であるものを除く。）は、平成10年3月31日までの間は、これを0と読み換えて適用する。

別表第2 業種・副産物別副産物再生資源利用基準率（r）・副産物中間処理減量化基準率（y） 単位：％

業種・規模等		副産物	区分	燃え殻	無機汚泥	有機汚泥	一般廃油	固形油	油泥
製造業	食料品製造業		r y	0 0	0 0	0 85	0 0	0 0	30 0
	飲料・たばこ・飼料製造業		r y	0 0	60 5	0 15	65 0	0 0	0 0
	繊維工業		r y	0 0	0 90	0 5	95 0	0 0	0 0
	衣服・その他の繊維製品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	木材・木製品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	家具・装備品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	パルプ・紙・紙加工品製造業		r y	0 0	25 75	0 0	0 0	0 0	0 95
	出版・印刷・同関連産業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	化学工業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0	85 10	0 95
	石油製品・石炭製品製造業		r y	0 0	5 90	15 80	0 0	0 0	0 85
	プラスチック製品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	ゴム製品製造業		r y	0 0	0 40	0 0	20 75	0 0	0 0
なめし革・同製品・毛皮製造業		r y	0 0	0 95	5 90	0 0	0 0	0 0	
製造業	窯業・土石製品製造業		r y	0 0	0 50	0 0	0 0	0 0	0 0
	鉄鋼業		r y	0 0	0 50	5 90	0 0	0 55	5 0
	非鉄金属製造業		r y	0 0	0 30	0 0	30 0	0 0	0 0
	金属製品製造業		r y	0 0	0 95	0 0	0 95	0 0	0 0
	一般機械器具製造業		r y	0 0	0 10	0 85	0 0	0 35	0 85
	電気機械器具製造業		r y	0 0	0 5	0 95	0 35	0 0	0 0
	輸送用機械器具製造業		r y	0 0	0 65	0 95	0 0	0 0	0 0
	精密機械器具製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	武器製造業を除くその他の製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
電気・ガス・熱供給業	電気業のうち発電所に係るもの		r y	20 10	5 15	0 0	0 85	0 0	0 0
	ガス業のうちガス製造業に係るもの		r y	0 0	95 0	0 0	0 95	0 0	0 0
	熱供給業		r y	0 0	0 0	0 95	0 0	0 0	0 0

業種・規模等		副産物	区分	建設 廃材	動物の ふん尿	動物の 死体	ばいじ ん
製造業	食料品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	飲料・たばこ・飼料製造業		r y	0 0	0 0	0 0	95 0
	繊維工業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	衣服・その他の繊維製品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	木材・木製品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	家具・装備品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	パルプ・紙・紙加工品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	出版・印刷・同関連産業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	化学工業		r y	0 0	0 0	0 0	15 0
	石油製品・石炭製品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	90 0
	プラスチック製品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	ゴム製品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	なめし革・同製品・毛皮製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	窯業・土石製品製造業		r y	95 0	0 0	0 0	95 0
	鉄鋼業		r y	0 0	0 0	0 0	85 0
	非鉄金属製造業		r y	0 0	0 0	0 0	95 0
	金属製品製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	一般機械器具製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	電気機械器具製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	輸送用機械器具製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
精密機械器具製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0	
武器製造業を除くその他の製造業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0	
電気・ ガス・ 熱供給 業	電気業のうち発電所に係るもの		r y	0 0	0 0	0 0	5 0
	ガス業のうちガス製造業に係るもの		r y	0 0	0 0	0 0	0 0
	熱供給業		r y	0 0	0 0	0 0	0 0

- 備考1 この表に掲げる副産物再生資源利用基準率、副産物中間処理減量化基準率については、産業廃棄物である副産物について適用する。
- 2 この表に掲げる副産物再生資源利用基準率、副産物中間処理減量化基準率の値（0であるものを除く。）は、平成10年3月31日までの間は、これを0と読み換えて適用する。